

第一号様式（第五条関係）

臨港地区内行為届出書（工場・事業場以外用）

年 月 日

四日市港管理組合 管理者 殿

届出者

港湾法第38条の2第1項の規定により、同項 { 第1号  
第2号 } の施設の { 建設 }  
{ 第4号 } { 改良 } について、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の位置、種類、規模及び構造
- 2 施設の使用の計画
- 3 施設の { 建設 } の工事の開始及び完了の予定期日  
{ 改良 }
- 4 添付書類の目録

別紙 1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸出に関する計画

1 搬入することとなる貨物等

(単位：t/年)

貨物等の種類	当該港湾を利用する貨物等		当該港湾を利用しない貨物等		貨物量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合計					

2 搬出することとなる貨物等

(単位：台・t/年)

貨物等の種類	当該港湾を利用する貨物等		当該港湾を利用しない貨物等		貨物量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合計					

- 備考
- 1 貨物の量の概計は、通常の1年間の貨物の量の概計を記載すること。
  - 2 港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。
  - 3 輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法を記載すること。
  - 4 貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙 2

1 廃棄物の量の概計及びその処理に関する計画

(単位：t/年)

廃棄物の種類	廃棄物の量	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

- 備考 1 廃棄物の量の概計は、通常の1年間の廃棄物の量の概計を記載すること。  
2 廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。